

## 【アメリカ】 国境トンネル防止法

2012年国境トンネル防止法が、2012年6月5日、成立した(P.L.112-127)。メキシコからの麻薬密輸組織等が、国境にトンネルを掘って密輸や密入国に利用している。近年発見されているトンネルは増加傾向にあり、2001年度以降で、139本のトンネルが見つまっている。その多くは、アリゾナ州とカリフォルニア州の国境に分布している。これを防止するため、2007年に刑法典を改正し、国境にトンネルを掘ることやそのための資金提供等を刑事罰の対象とした。また、トンネルを利用して密入国した者等の刑罰を重くした(P.L.109-295)。今回の法律では、再度刑法典を改正し、トンネルを掘ろうと試みた者や共謀した者等も、同等の処罰の対象とすることとなった。また、国土安全保障省長官が、連邦議会の両院の国土安全保障、司法、歳出の各委員会に、発見されたトンネルの数、有効なトンネル防止策や捜査方法、摘発方法等に関する年次報告書を提出しなければならないと規定された。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】 連邦食品医薬品局安全刷新法

連邦食品医薬品局(FDA)安全刷新法が、2012年7月9日大統領の署名を経て成立した(P.L.112-144)。FDAの予算の一部は、新薬等の承認を申請した企業からの審査料で賄われているが、現行の処方箋医薬品及び医療機器に関する審査料の規定が2012年9月30日で期限切れとなるため、これを2017年まで5年間延長する。また、ジェネリック医薬品とジェネリックバイオ医薬品の審査料が新設された。これにより、ジェネリック医薬品の審査手続が迅速化され、製造施設の検査等も強化される。このほか、医療機器の規制の強化、新たに開発された抗生物質等の重大な感染症への対策医薬品(QIDPs)への5年間の市場独占権の付与による開発促進策、全国的な医薬品供給網の改革、将来的な処方箋医薬品供給不足防止のための製薬企業の報告義務の改革、小児難病治療薬の審査料の新設、ウェブサイト上での薬の違法販売の問題点に関して会計検査院に調査を求めることなども規定された。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】 モンタナ州選挙資金規制法を違憲とする連邦最高裁判決

連邦最高裁は、2012年6月25日、選挙運動資金の調達や支出限度額等を定めるモンタナ州法につき、5対4で違憲判決を下した(American Tradition Partnership, Inc. v. Bullock)。モンタナ州は、1912年州汚職防止法(モンタナ州法典第13-35-227条(1))により、全米で唯一、選挙運動資金の金額につき規制を有する州である。2010年の連邦最高裁判決(Citizens United v. Federal Election Commission, 558 U.S.50)で、企業、組合及び他の特別な利害関係者が、金額の上限なく、候補者の支援や対立候補への対抗のため、公に資金を集め、支出することが合憲と認められた後も、モンタナ州での同法の適用が続いたため、保守系団体のアメリカ伝統パートナーシップ等が、同法が違憲であるとし、この訴訟を提起していた。連邦最高裁はモンタナ州の選挙に対しても、この2010年の判決が適用されるとした。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【アメリカ】若い非合法移民の国外退去の猶予に関する暫定措置

前政権からの懸案であり、オバマ大統領の最優先課題でもある移民制度改革法案、特に、親に連れられやむなく不法入国した、教育水準や能力が高く、国に対する貢献があった若者を非合法移民として国外退去させないようにする DREAM 法案の審議が、連邦議会で滞っていることから、大統領は法成立までの暫定的運用として、特定の条件を満たす若者の国外退去を延期するよう、国土安全保障長官に命じた。同長官は、同日付で省内関係部門の長に対し、次の 6 つの条件を満たすことを証明した者につき、個別の審査を行い、国外追放を 2 年間猶予する運用を行うよう指示する覚書を出した。①16 歳未満でアメリカに入国した者。②2012 年 6 月 15 日までに少なくとも 5 年間は継続して国内に居住しており、同日にアメリカに存在する者。③現在通学している者、高校を卒業した者、高校卒業と同等の証明 (GED 証明) を有する者又は沿岸警備隊若しくは米軍を名誉除隊した者。④重罪で有罪となっていない又は複数の軽罪で有罪となっていない者。⑤国家安全保障や公共の安全の脅威を惹起したことの無い者。⑥30 歳以下の者。 (海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【EU】原発反対の欧州市民発案を欧州委員会が拒絶

欧州連合 (EU) における参加民主主義の制度である欧州市民発案 (本誌 249 号 2011.9 参照) の運用が 2012 年 4 月 1 日から開始された。発案の中には適格性に欠けるとして欧州委員会に拒絶されたものもある。「原子力発電に反対する私の投票」もそのひとつである (同年 6 月 1 日に拒絶)。ドイツ環境自然保護連盟 (BUND) が中心となって署名を集めた同発案は、域内の原子力エネルギー利用を段階的に廃止し、安全なエネルギーの供給を目指すもので、同委員会がこれを不適格とする理由は、欧州原子力共同体設立条約が原子力利用を推進しており、その方針に反する発案は承認できないというものであった。欧州市民発案は、EU の基本条約を実施するために EU の法行為が必要であると市民が認める事項に限定されており、同委員会の権限を超える政策提案を求め、基本権等を侵害する内容を有するものは承認されない。なお、BUND は、同委員会の判断の妥当性について、今後、法的検討を行うとしている。 (海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】携帯電話利用料を引き下げる新規則

欧州連合 (EU) は、2007 年から規則 (EC) No 717/2007 及びその改正により域内における携帯電話のローミング料に上限を設け、市場競争の強化に取り組んできたが、この規則の効力が 2012 年 6 月末に切れるために、さらなる利用料の引下げ及び市場競争の促進を目的として新規則 (EU) No 531/2012 を制定し、同年 7 月 1 日に施行した。新規則は、利用料の上限を 2 年にわたって段階的に引き下げるもので、施行期間を 10 年とする。音声通話の場合には、発信の上限額は 1 分につき 0.35 ユーロ (税抜き) であったが、施行日からは 0.29 ユーロ、2 年後には 0.19 ユーロとするなど、音声受信や SMS (電話番号宛ての短いメールサービス) についても同様に減額される。インターネット利用時のデータ・ローミング料の上限は設定されていなかったが、1MB あたり施行日から 0.7 ユーロ、2 年後から 0.2 ユーロとされた。2014 年 7 月からは、電話番号を変更せずに、適宜、国際ローミング・サービスの契約を締結することが可能になる。 (海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】殺虫剤、消毒剤等の上市及び使用に関する規則の制定

欧州連合(EU)は、2012年7月17日、医薬品及び農薬を除く、殺虫剤、消毒剤及び防虫剤等の殺生物製品の上市及び使用に関する規則(EU)No 528/2012を施行した。2013年9月1日から、従来の指令98/8/ECが廃止され、EU市民には、旧指令に基づく各国内法に代わり直接新規則が適用される。この規則は、特に妊婦や子ども等弱者に配慮し、予防原則に則り人及び動物の健康及び環境を保護しつつ、加盟国相互の殺生物製品の自由な流通を図り、認可の相互承認を含む当該製品に関するEUの統一規定を設けることを目的とする。新規則は、有害生物に効力を有する活性物質の使用を附則に列挙するものに限定し、ナノ材料の使用も禁じている。加盟国は、製品認可の要件及び手続の規定に従い、認可した製品を相互に承認する。一方、全域内で有効な認可制度を整備し、2020年にはすべての製品を対象として登録可能とする。その他、殺生物製品ではないが、これらを合成して製造される処理成形品に関する上市条件を規定している。(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【イギリス】2011年君主補助金法の制定

イギリスの君主は世界でも指折りの富豪であるといわれて久しいが、他方で免税大権を保持しつつ任意に納税するにとどまり、緊縮財政の折から王室財政に対しても厳しい目が注がれている。従来、王室財政は、私的な資金や収入のほか、王族の公務遂行に充てる法定の王室費、王室旅費補助金、王宮管理補助金及び個別省庁負担により賄われ、他方、膨大な所領は王領地として国が管理しその収益は国庫に納付されてきた。2011年10月18日に制定された2011年君主補助金法(c.15)は、王室費その他補助金に代えて支給前2年間平均の王領地収入の15%を新たな君主補助金として支給することとした。新たな補助金は、現在支給している額とおおむね同等の水準の資金を初回に交付し、将来の支給水準を調整する仕組み、支出超過や収入超過を考慮した積立基金の仕組み等が設けられることになる。君主補助金は、典型的な政府補助金となり、今後は王室財政が会計検査院による検査や議会による審査の対象となる。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【イギリス】電子請願

2010年総選挙で成立した保守自民連立政権は、その政権綱領で署名数10万以上の請願について議会の正式な審議の対象とする旨を公約していた。2011年7月には政府ウェブサイト上に電子請願コーナー(<http://epetitions.direct.gov.uk/>)が設けられ、公約の実現に向けて運用が開始された。当初の試行錯誤を経て、現在はおおむね次の指針でこの電子請願を運用している。①請願の発案者又は署名者はイギリス市民又は国内住民とする。②発案者は請願事項(政府への措置要求事項。ただし、既存のものと同事項の請願は却下される。)、請願先(所管の省庁)、発案者の氏名、メールアドレス及び住所並びに署名収集期間(1年を限度とする。)を送信する。③請願先が送信事項を確認する。④先述のコーナーに署名収集窓口が開設される(収集署名数は随時更新される)。⑤署名数10万に達した請願は、下院院内総務を通じて下院非政府議事委員会(Backbench Business Committee)に通知され、支援議員があれば同委員会で審議される。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【イギリス】2012年度予算中の税制改革案の見直し

オズボーン財務相は、2012年度予算(本誌251-2号, 2012.5参照)の税制改革案のうち、品目が別であれば酷似した物品にも異なる税率を課す変則的な付加価値税を是正する改革等につき、個別の変更を余儀なくされた。本来イギリスでは食品に付加価値税を課さないが、温かい持帰り食品には課税する。その一部を非課税とする特例を廃止して気温より高温の食品に標準税率20%を課すことが、庶民に人気のパイ「パスティー」にも課税する「パスティー税」として大きな反発を招いた。結局常時加熱や再加熱をしない限り従来どおり非課税とされた。また、固定した休日用トレーラーハウスに適用されてきた非課税措置を廃止して標準税率を適用する予定であったが、反発を受けて、固定した休日用トレーラーハウスに5%の軽減税率を設けることになった。さらに、高額所得者による寄附金控除等の濫用の防止を図り所得控除に限度額を設ける方針も、高額寄附に頼る慈善団体等の反発を受けて撤回された。

(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【フランス】契約職員である公務員を正規職員として登用するための法整備

フランスの公務員には、官吏(*fonctionnaire*)の資格を有する正規職員とは別に、契約に基づき原則として一時的に公的機関に採用される契約職員(*agent contractuel*)が存在する(全公務員の約16%)。しかし、その身分は不安定であるため、「正規職員への登用、契約職員である公務員の雇用条件の改善、差別対策及び公務員に係る諸規定に関する2012年3月12日の法律第2012-347号」が制定された。同法は、国、地方公共団体及び公的医療機関の契約職員を対象として、同法の公布から4年間の時限的措置として、契約職員を正規職員(官吏)として登用するものである。正規職員の選考は、職業経験の評価と専用の試験に基づき実施される。このほか、契約職員の身分の安定化のために、雇用主である公的機関は、有期雇用契約の契約職員で同法の公布日において一定の条件を満たす者に対して、無期雇用契約への契約形態の変更を提案しなければならないことが定められた。

(海外立法情報課・服部 有希)

## 【フランス】国民身分証明書の安全性強化

フランス国籍を有していれば取得可能な国民身分証明書(*carte nationale d'identité*: CNI)は、請求により無償で交付される公的な身分証明書である。近年、偽造等の被害が増加しており、CNIの安全性強化を目的として、身分情報の保護に関する2012年3月27日の法律第2012-410号が制定された。同法により、今後、CNIにはICチップが搭載され、これに氏名、住所、身長、顔写真、指紋情報等が記録される。同法は、憲法院の違憲判決を受け、一部の条文が削られて公布された。違憲とされた主な箇所は、電子署名及び電気通信網上で身分認証を可能にする情報をCNIに追加して記録できるとする規定と、CNIの申請時に収集した情報を保存する個人情報処理システムを国が作成し、このシステムをテロ捜査等にも活用する規定である。前者を違憲とする理由は、追加する情報の定義が不明確であったことであり、後者を違憲とする理由は、この規定による個人の権利の侵害の度合いと規定の目的との均衡が取れていなかったことである。

(海外立法情報課・服部 有希)

## 【フランス】 企業に関する諸制度の簡素化

ここ数年にわたるフランス法体系の簡素化の一環として、法律の簡素化及び行政手続の負担軽減に関する 2012 年 3 月 22 日の法律第 2012-387 号が制定された。同法は、主に企業の負担を軽減するために、①企業関係法規の簡素化、②企業に係る社会労働関係の諸制度の簡素化を図るものである。同法は、134 か条から成る。①に関しては、商業登記を実施しなかった場合の罰則の強化、商業用不動産の賃貸借である商事賃貸借（*bail commercial*）の解約申入の期限の明確化、営業に必要な有形又は無形の財産（店舗の賃借権、在庫、社号等）の総体である営業財産（*fonds de commerce*）の譲渡の条件の緩和、株式会社の臨時株主総会の招集条件の簡素化等について規定された。②に関しては、社会保険関連の申告を電子化し、一元化する社会保険記名申告（*déclaration sociale nominative : DSN*）の段階的な実施、社会保険料の支払申告の全体的な電子化の実施、給与明細の簡略化等について規定された。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【ドイツ】 連邦選挙委員会の政党資格の否認に対する不服申立て

連邦議会議員選挙の手続において、直近の選挙以降連邦議会又は 1 州議会それぞれにおいて所属議員 5 人以上を有する政党は、候補者推薦の権利を有する（選挙法第 18 条）。それ以外の団体は、連邦選挙委員会により政党資格が確認された場合に限り、候補者推薦の権利を有する。従来、連邦選挙委員会により政党資格が確認されず、これに不服がある団体は、選挙後に連邦議会の選挙審査委員会に異議申立てをし、同委員会の決定に不服がある場合には、連邦憲法裁判所に訴願していた。今回、選挙前に連邦憲法裁判所に直接訴願ができるようにするため、2012 年 7 月 16 日に基本法を改正する法律が公布され（BGBl. I S.1478）、第 93 条（連邦憲法裁判所の管轄）が改正された。これに伴い、2012 年 7 月 18 日に、選挙における法的救済の改善に関する法律が公布され（BGBl. I S.1501）、連邦選挙法の関連規定も改正された。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】 EU 財政協定及び欧州安定メカニズム設立条約の承認

2012 年 6 月 29 日、連邦議会及び連邦参議院は、各 3 分の 2 以上の賛成をもって、EU 財政協定及び欧州安定メカニズム（ESM）設立条約を承認した。EU 財政協定は、各国の単年度の財政赤字を国内総生産の 0.5%以下に抑えるなどの財政規律を義務づけるもので、2013 年 1 月 1 日に発効する予定である。ESM は、ユーロ加盟国のための恒久的な救済基金であり、総額 7000 億ユーロの規模である。加盟国が 3 年間にわたって直接支払う額は 800 億ユーロで、ドイツはそのうち約 220 億ユーロを負担する。また、準備金として各国が用意する額は 6200 億ユーロで、そのうちドイツの負担は約 1680 億ユーロである。しかし、EU 財政協定及び ESM 設立条約は、議会の予算権を大幅に EU に委譲するものであり、民主主義の根幹にかかわるとして、連邦憲法裁判所に対して合憲性審査を求める訴願が相次いだ。連邦大統領は、連邦憲法裁判所の判断を待つて両条約に署名する。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】太陽光発電の促進を見直す法案が議会通过

太陽光発電の促進を見直すための再生可能エネルギー法を改正する法律案は、2012年3月29日に連邦議会で可決された。しかし、同法案は連邦参議院の賛同を得ることができず、6月27日の両院協議会で妥協案が成立した。連邦議会は6月28日に、連邦参議院は6月29日にこの両院協議会の提案を採択した。連邦議会案では、太陽光発電の年間の設備容量の増加目標を、2012年及び2013年については2,500～3,500MWとし、2014年以降についてはこれを逡減させるものであったが、成案では、毎年の設備容量の増加目標が2,500～3,500MWとされ、太陽光発電の総設備容量52GW（現在27GW）を超えて設置された太陽光発電施設からの電力の買取補償は行わないとされた。太陽光発電の補償金額の引下げは、設備容量10kW超40kW以下の部分の補償金額が18.5セント/kWと2セント引き上げられた他は、全般的な引下げを規定した連邦議会案のとおりであり、2012年4月1日から遡及適用される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【スウェーデン】非実在青少年ポルノ所持を無罪とする最高裁判決

所有するコンピュータのハードディスク内に日本のマンガイラストを保存していたことにより、スウェーデンのマンガ研究家が、児童ポルノ所持の罪で第一審、第二審とも有罪判決を受けた事件について、スウェーデン最高裁は、2012年6月15日、無罪判決を下した（事件番号 B990-11）。第一審、第二審とも、児童ポルノに関する罪において保護されるのは、児童の尊厳であり、描写される児童が実在の人物か否かは、絵画が児童ポルノであるかどうかを判定する場合に問題とされないという理由で、マンガイラストは、刑法上の児童ポルノに該当すると判断していた。最高裁も、マンガイラストが「ポルノ」であり、「児童」を描写した絵画であることは認めたが、マンガイラストは、想像上の児童の姿であり、実際の児童と誤認されるおそれは皆無であるため、その所持までも犯罪とすることは、表現及び情報の自由に対する制限の必要性を超え、刑法上の児童ポルノに該当しないと判断した。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【ロシア】外国から援助を受けているNGOへの規制強化

2012年7月21日、外国から援助を受けている非政府組織(NGO)を「外国の代理人（エージェント）」と認定し、活動内容や財政面の監査を強化する一連の改正法が施行された。エージェントとは外国の意向を受けて活動する団体を意味すると説明されているが、口語的にはスパイというニュアンスがあり、規制は反発を招いている。ただし、この改正で対象となるのは政治的活動に携わるNGOであり、学術、文化、スポーツ等の分野のNGO及び宗教団体は対象とならない。対象となるNGOはロシア政府の作成するリストに登録され、活動に際してエージェントであることを明らかにする義務を負う。また、当該NGOは半年ごとに連邦政府官庁に対して活動内容と組織指導部の構成に関する報告書を提出し、四半期ごとに資金及びその他の資産（外国からの援助を含む）の使用状況に関する報告書を提出しなければならない。さらに毎年会計監査を受け、半年ごとにインターネット上で活動状況報告を公表することが義務付けられている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【ロシア】 デモ参加者の違反行為に対する罰金引上げ

プーチン大統領は 2012 年 6 月 8 日、2001 年度連邦法第 195 号「行政的違反行為法典」（以下、違反行為法典）の改正法案に署名した。改正違反行為法典では、デモ参加者が 2004 年度連邦法第 54 号「集会、抗議行動、デモ、行進及びピケに関する法律」に規定された違法行為（人身や財産に危害を加えることなど）を行なった場合の罰金が最大で 30 万ルーブル（約 75 万円）へと引き上げられた。これは従来 of 罰金額（最大で 5 千ルーブル）の 60 倍にあたり、ロシア人の平均年収を上回る額である。また、違法行為が行われたデモの主催者に対しては、個人で最大 60 万ルーブル、組織に対しては最大で 100 万ルーブルと、罰金が 500 倍に引き上げられた。こうした極端な罰金引上げの背景には、昨年末から頻発している政権への抗議デモを抑制する狙いがあると見られるが、国内からは政府批判そのものを禁じる動きであるとして批判の声も上がっている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【韓国】 排他的経済水域（EEZ）内での外国人不法操業に対する罰則を強化

近年、韓国では中国漁船による不法操業が大きな問題となるなど、海洋警備の重要性が高まっている。2012 年 2 月 22 日、海洋警備法（本誌 251-1 号, 2012.4）が公布され、海洋警備における武器使用の要件等が定められたのに続き、2012 年 5 月 14 日、不法操業を行った外国人に対する罰則強化のための「排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律一部改正法律」が公布・施行された。法改正により、排他的経済水域（EEZ）内で不法操業等を行った外国人に対する罰金の上限が 1 億ウォンから 2 億ウォン（1 円=14 ウォンとして約 1,430 万円）に引き上げられ、不法操業が疑われる船舶が停船命令に従わなかった場合の罰金の上限も、5 千万ウォンから 1 億ウォンに引き上げられた。違反者の釈放に必要な保証金の算定には違反回数数が勘案され、保証金納付後に船舶のみが返還される。漁具や漁獲物等の押収物は、返還しなくてもよいこととされた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】 子ども保育支援法の制定

2012 年 2 月 1 日、「子ども保育支援法」が公布され、同年 8 月 2 日に施行された。同法制定により、政府が従来、「健康家庭基本法」に基づき実施してきた、共働き家庭等を対象とした家庭内保育支援事業（「時間制」又は「終日制」によるベビーシッター派遣）に関する新しい根拠法が整備された。同法の規定により、「子ども保育サービス」（子ども（12 歳未満）の住居地等において個別的に提供する保護及び養育）を提供する機関は、女性家族部令で定める一定の基準を満たし、地方公共団体の長の指定を受けなければならない。また、指定機関に所属するベビーシッターについては、職務内容、資格要件、養成・補習教育、資格の停止・取消し等に関する事項が規定された。国又は地方公共団体は、所得水準に応じて、サービスにかかる費用の一部又は全部を補助することができる。ただし、現時点では、同法の適用範囲は指定機関を通じたサービスに限られており、指定機関ではない民間業者又は個人と直接契約する場合には適用されない。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】生命倫理及び安全に関する法律の全面改正

2012年2月1日、「生命倫理及び安全に関する法律全部改正法律」が公布された。公布後1年経過後に施行される。同法は元々、生命科学分野における技術の発展と生命倫理及び安全との調和を図るため、2004年に制定された法律である。この度の全面改正により、従来人クローン胚研究に対して適用されていた規制(人又は動物の子宮への着床等の禁止)が、単為生殖の胚の研究にも適用される。また、同法の適用範囲がヒト及び人体由来物(細胞、血液、体液等)に関する研究(以下「ヒト研究」)全般に拡大した。ヒト研究を行う者は、各ヒト研究機関に設置される機関生命倫理委員会での審議を経なければならない。研究対象者又は人体由来物寄贈者の書面による同意も得なければならない。人体由来物バンク(従来の遺伝子バンク)が、研究に使用される人体由来物を直接採取し、又は採取を依頼するときも、採取前に、人体由来物寄贈者の書面による同意が必要となる。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【中国】人民解放軍の全人代等の代表選挙弁法の改正

2012年6月30日の第11期全人代常務委員会第27回会議において、人民解放軍における全人代及び県級以上の地方各級人民代表大会の代表選挙弁法が改正され、同日公布、施行された(主席令第58号)。人民解放軍に対しては、全人代等の人民代表大会における一定の代表数が割り当てられており(第12期全人代の場合、代表定数3,000人以内に対し、解放軍代表は265人)、軍は独自に選挙を実施して代表を選出している。同弁法はその選挙に関するもので、1981年に制定され、今回が2回目の改正となる。新弁法では、選挙人の範囲の拡大、連隊以上の組織に設置される選挙委員会の委員の定数、任期及び所掌事務の調整、代表を辞任する場合の手續等を定める。また、2010年の選挙法の改正を受けて、秘密投票の実施や候補者が選挙人に対し自身の状況を紹介し質問に答える場の設定についての規定を置いたほか、代理投票に関する規定の整備を行った。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】原子力安全計画及び民生用原子力施設の安全検査報告の公表

福島第一原発事故を受けて、2011年3月16日の国务院常务会议で、中国国内の原子力施設の安全検査の実施、原子力安全計画の策定等が決定されていたが、2012年5月31日の同会議において、その検査結果(「全国民生用原子力施設の総合的安全検査の状況に関する報告」としてまとめられた。以下「報告」)の説明が行われた後、「原子力の安全及び放射能汚染防止第12次5か年計画及び2020年長期目標」(以下「計画」)が原則的に承認された。「報告」によれば、中国の原子力施設は、基本的に国際原子力機関の最新の安全基準を満たしており、一部の施設に認められる洪水への対応能力不足等の問題については、計画を策定して改善対策を実施中である。また、「計画」は、原子力施設等の安全基準の向上、放射能による環境汚染の危険の軽減、事故防止等を目標に、9項目の重点課題、5項目の重点事業等を定める。なお、「計画」及び「報告」は、2012年6月15日に公表され、同月29日まで意見公募が行われた。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】労働輸出管理条例の制定

労働輸出（対外労務協力）とは、労働者を出国させ国外の企業等に就労させる営利活動をいうが、こうした活動を規制し、労働者の権利を守ることを目的として、労働輸出管理条例が2012年6月4日に公布され、同年8月1日に施行された（国务院令第620号）。近年の海外進出政策の推進により、中国国民の海外での就労機会が増大したが、同時に労働輸出企業の違法行為、契約と異なる労働条件での就労等の問題が発生している。同条例は、労働輸出企業の経営資格取得義務及びその条件、海外の雇用主と文書による労働契約を結ぶことや同契約に記載すべき項目を定めるほか、禁止行為として、名義貸し、旅行、留学等の名目で労働者を渡航・就労させること、賭博業や風俗業に従事させること等を挙げている。また、労働条件が契約と異なる場合は、同企業は労働者と協力して雇用主に契約の履行及び損害賠償を求めることとし、企業の協力が得られない場合には、労働者は直接その企業に損害賠償を求めることができるとしている。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【オーストラリア】2011年家族法関連法(家庭内暴力その他措置)改正法の施行

1980年代後半以降、オーストラリアの各州法に家庭内暴力(family violence)からの保護規定が置かれ始めたが、連邦法では、1995年家族法改革法で初めて家庭内暴力への言及がなされ、明確に定義がされたのは2006年家族法改正法であった。2011年12月7日制定の標記の法律でこの2006年法の定義が拡張され、2012年6月7日に施行された。「家族に恐怖を与え又はその幸せ若しくは安全に危惧を抱かせる行為」としていた定義を「人による暴力的、脅迫的又はその他の行為で、本人の家族を強制し若しくは支配し又は恐怖を惹起させる行為」と幅広に改め、直接的な心身への暴力以外にも含めることになった。条文中に、暴行、性的暴行その他の性的虐待行為、反復的な中傷、財物の故意による損壊・破壊、動物の故意による殺害・傷害、家族の経済的自立の理由なき拒否、扶養すべき家族の理由なき扶養不履行、家族の親族や出身文化との接触妨害の10の行為が家庭内暴力として例示的に列挙された。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【オーストラリア】公立学校付聖職者制度の維持－最高裁違憲判決の影響

2012年6月20日、連邦最高裁判所は公立学校付聖職者制度への連邦政府補助金の支出が違憲であるとの判決を下した（Williams v Commonwealth [2012] HCA 23）。同制度が憲法第116条の政教分離原則に反しているとの原告の訴えを全員一致で棄却する一方、多数意見で同制度の補助金支出が連邦議会の立法に依っておらず憲法第61条の連邦政府の権限を逸脱していると判示した。新年度が迫る中で、立法的裏付けのない他の連邦政府補助金への影響も懸念されたため、政府は6月26日に2012年財政枠組み第3次改正法案を連邦下院に緊急上程した。法案は政府が新たに設ける公立学校付聖職者及び生徒福利制度への補助金支出に立法的裏付けを付与するものであった。野党・保守連合は政府法案の合憲性に疑義があるとし、法律を6か月ごとに見直す「日没（時限）条項」付与の修正を図ったが、果たせずに、政府法案が6月28日に可決されて、7月の新年度以降も連邦政府補助金による公立学校付聖職者制度が維持された。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【オーストラリア】2012年大陸棚宣言

2012年5月24日、総督名で2012年海洋及び海面下土地（大陸棚の限界）宣言が発せられた。これは1973年海洋及び海面下土地法に基づく宣言で、オーストラリアの領海基線から200海里の排他的経済水域を超える部分の大陸棚区域の認定に関する国連大陸棚限界委員会の勧告（2008年）を受け、同国が大陸棚の外側の限界を正式に宣言するものである。これにより2005年海洋及び海面下土地（タスマン海及び南太平洋における大陸棚の限界）宣言は新宣言に吸収されて廃止された。関連の政府三大臣声明によれば、宣言された大陸棚区域総面積は1100万㎏に及び、排他的な経済活動が可能となることから同国は海洋資源開発を今後積極化する意向である。国際法学者の中には宣言区域が南極条約で領土請求権を凍結された南緯60度以南に及ぶことを懸念する声もあるが、環境保護に関する南極条約議定書の未加盟国による同区域の乱開発を同国が拒否できることから、結果的に南極地域の環境保護に資するとの見方もある。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【フィリピン】テロ資金供与防止法の成立

フィリピンにおける反テロ法には、2001年に制定された資金洗浄防止法及び2007年に制定された人間の安全保障法がある。2012年6月18日に、テロ資金供与防止法及び資金洗浄防止法改正法が成立し、テロ対策における資金面での法整備が進んだ。テロ資金供与防止法は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約及び国連憲章第7条に基づく国連安保理における反テロ関連諸決議のテロ資金対策を国内法化するものとして制定された。直接又は間接にテロ資金に関する罪を犯した者、組織及び集団には、終身又は有期の禁錮及び50万ペソ（約95万円）以上100万ペソ（約190万円）以下の罰金が併科される。資金洗浄防止法改正法では、第10条で、資金凍結期間が15日間から20日間に延長され、異議申立てに対する裁判所の決定期間が72時間から24時間に短縮され、第11条では、銀行預金調査に関する洗浄資金防止委員会（AMLC）の権限が強化された。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

## 【ベトナム】たばこの害防止法の成立

2012年6月18日、たばこの害防止法が国会で可決され、2013年5月1日に施行される。世界保健機関によれば、ベトナムでは、たばこの害による死亡者が年間4万人に上る。これは交通事故死の約3倍であり、2030年には約7万人に増加すると推計されている。成年男性の半数が喫煙者であり、13歳から15歳までの男子の喫煙常習者は約10%、15歳から24歳までの男性喫煙者は約3分の1を占める。そのため、未成年者の喫煙対策や、社会における受動喫煙対策が急務となっていた。ベトナムは、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を2004年に批准しており、条約の実施に必要な事項を定める同法は、18歳未満の未成年者のたばこの喫煙及び購入を禁じ、並びに保育施設、学校及び病院等の周囲100メートルの区域内の販売行為を禁じている。病院、教育機関等の公共の場は禁煙とされ、たばこ生産会社や輸入会社からの徴収金を基に、たばこの害防止基金を設立する。

（海外立法情報課・遠藤 聡）